

## 議案第 4 号

### 市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

市川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 6 月 10 日提出

市川市長 大 久 保 博

## 市川市条例第 号

### 市川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

市川市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 2 項の表中「0.86」を「0.88」に、「0.91（第 1 級又は第 2 級）」を「0.92（第 1 級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第 5 項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の市川市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）附則第 5 条第 2 項及び第 5 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例附則第 5 条第 2 項及び第 5 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日の期間

に係る傷病補償年金及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

（公務災害補償の内払）

- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の市川市消防団員等公務災害補償条例附則第5条第2項及び第5項の規定により支給された傷病補償年金及び休業補償は、新条例の規定による傷病補償年金及び休業補償の内払とみなす。

## 理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、傷病補償年金及び休業補償について厚生年金保険法による障害厚生年金等との併給調整に係る規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。